

5 都市整区第 810 号

令和 6 年 1 月 29 日

東京都多摩建築指導事務所管轄内
各市町村 盛土規制法準備会 委員各位

東京都都市整備局市街地整備部
開発指導・盛土対策担当課長
(公印省略)

盛土規制法の運用に係る協力について (依頼)

宅地造成及び特定盛土等規制法 (以下「盛土規制法」という。) に基づく規制への移行 (令和 6 年 7 月下旬予定) 後においては、規制区域の拡大及び許可対象行為の追加により、多摩建築指導事務所における許可件数及び指導事案の増加が見込まれる中、盛土規制法を適切に運用し、都民の安全を確保していく必要があります。

市町村は地域の実情に精通していることから、不適正な盛土等の発見・監視、緊急対応等の実効性を高める上で市町村の協力が重要となります。

このため、以下の事項に関する適宜の情報提供及び連携について、協力を依頼します。

1. 市町村から多摩建築指導事務所への情報提供

- ①盛土規制法に基づく許可 (法第 12 条第 1 項) が必要と考えられる盛土等
- ②盛土規制法に基づく監督処分 (法第 20 条第 2 項第 1 号の未許可工事)、勧告 (法第 22 条第 2 項)、改善命令 (法第 23 条) の対象となり得る盛土等

注 1) ②については、市町村への通報等による現場確認や台風など災害後の現場確認における情報提供を含みます。

注 2) ②における勧告の対象となり得る盛土等については、別紙の通り令和 6 年 3 月 8 日までに区画整理課宛ての情報提供をお願いします。

2. 市町村と多摩建築指導事務所との連携

- ①残土条例など市町村所掌事務に関する盛土等である場合
- ②住民からの苦情など地域の課題を抱える盛土等である場合

注 3) ①及び②に関する折衝、現地点検について、市町村、多摩建築指導事務所の合同で行うなど、適宜、連携を図ることを想定しています。

なお、盛土規制法の趣旨を踏まえ、危険な盛土等に関する規制業務は多摩建築指導事務所が担うこととなりますが、東京都自然保護条例など他法令が適用される盛土等については、引き続き各法令所掌部局も所管であることを申し添えます。

また、盛土規制法は盛土等による災害の防止を目的としており、まちづくりや近隣住民との紛争防止等を目的とした取組については、別途、各市町村において、まちづくり条例・要綱への適用等の検討をお願いします。

危険な擁壁、崖に関する情報提供（調査依頼）

○調査の背景

宅地造成等規制法に基づく規制区域における危険な擁壁、崖については、これまでも地元市町村からの情報提供のもと、毎年3月に合同点検（市町村及び多摩建築指導事務所）を実施するなど、適宜、連携を図ってきました。

今後も同様の取組を行っていく必要がありますが、盛土規制法への移行時期が令和6年7月下旬予定なため、先行して雨季前に危険な擁壁、崖の情報収集を行うものです。

○調査対象

多摩建築指導事務所管轄内の各市町村における、新たに盛土規制法に基づく規制区域となる予定の区域において、通報や発見等により把握している危険な擁壁や崖。

但し、現行の宅地造成工事規制区域内で既に「管理台帳」に記載済の擁壁や崖は除く。

○提出様式、期限等

別添「管理台帳」の黄色着色部分に追記し、現場写真を添付のうえ、令和6年3月8日までに以下2名宛てにメールでお送り下さい。（区画整理課から事務所に共有します。）

森野：Takamitsu_Morino@member.metro.tokyo.jp

薄木：Katsuya_Usuki@member.metro.tokyo.jp

○備考

- ・今回の調査で新たに把握する危険な擁壁、崖に関する合同点検（市町村及び多摩建築指導事務所）については、令和7年3月頃の実施を予定していますが、現場状況の変化や通報等有る場合は早期に実施する可能性があります。
- ・合同点検の際には、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」を使用し、地元市町村参画の下、2名以上の事務所職員が危険度判定を実施します。各市町村におかれても、被災宅地危険度判定士の資格取得に努めて頂くようお願いいたします。
- ・東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）補助を適用する場合、各市町村において補助金交付要綱を定める必要があります。なお、本事業補助については、令和6年度から制度拡充を検討中であり、詳細は令和6年度当初にお知らせする予定です。

【連絡先】

東京都 都市整備局 市街地整備部
区画整理課 盛土対策担当

森野（03-5000-1252）

薄木（03-5000-1245）

神田（03-5000-1243）